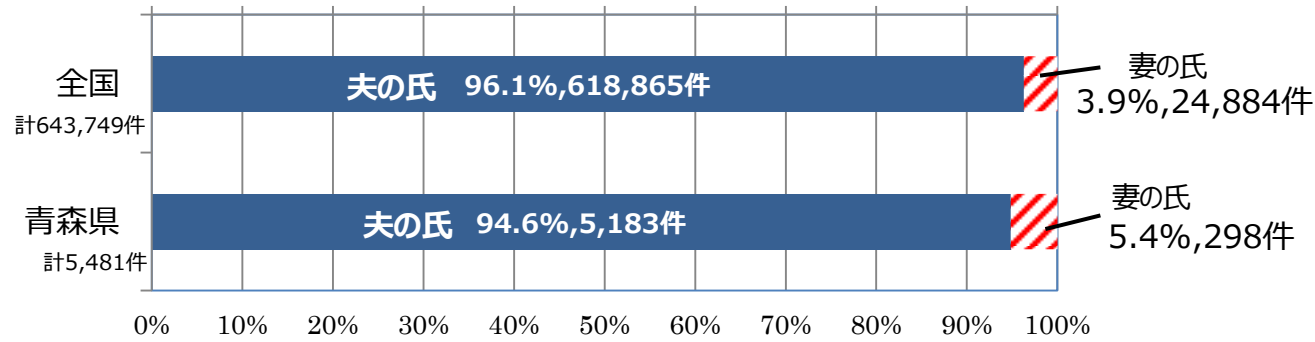


婚姻届提出時の夫婦の氏（姓）選択の実態



出典：厚生労働省 平成26年人口動態調査



夫婦別氏（姓）を希望するカップルの現状

上のグラフのように、日本では約96%の女性が、結婚すると夫の氏に姓を改めているのが分かります。**日本の民法では婚姻する際、夫か妻どちらか一方の氏に統一しなければなりません。**そのため、今の法律では別氏（姓）を希望するカップルは事実婚を選ばざるを得ず、婚姻できないということになります。

しかし、「働いているので、名前が変わると困る」とか、「自分が自分でなくなるみたいで精神的に苦痛」、「名前を変えると主従関係が生まれそう」、「家と家が結婚するのではない」など様々な事情により夫婦別氏（姓）を望む声が出てきています。

日本の夫婦の氏（姓）の歴史

江戸時代以前の庶民には氏（姓）がなく、そもそも同姓・別姓という概念がありませんでした。やがて、明治時代に入ると国民に氏（姓）が与えられ、1898年、明治民法において、「戸主及び家族はその家の氏を称する、妻は婚姻に因りて夫の家に入る」と公布・施行されたことにより、夫婦同氏（姓）であること、妻が夫の氏（姓）を名乗る習慣が日本に定着していきました。夫婦同姓は、たった100年あまりの歴史といえます。

外国の夫婦別氏（姓）事情

～夫婦別氏(姓)を取り入れた[タイ]～

婚姻時「妻が夫の姓を用いる」と定められていたタイですが、2005年に法律を改正しています。夫婦別氏（姓）に加え、夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗れるように、夫婦の姓を並べる結合姓も可能にしました。

姓の選択肢…夫の姓を名乗る？ 妻の姓を名乗る？ 夫婦別氏（姓）をとる？ 新たに姓を作成する？

新たに姓を作るといのは、新しい発想の制度ですね。



さんかく

※この情報紙は市民からの公募による編集委員によって作成されています。
女性（Female）と男性（Male）がともに支え合い、対等な立場で社会（Society）を形成することを願って!!
第22号 企画課 男女共同参画室（内線2156）

家族のかたち

～夫婦別氏（姓）編～

□□家 一人っ子

男なんだから当然名字は□□だ。

〇〇家 一人っ子



これまで仕事で〇〇の名字で活躍してきたし、〇〇家を継ぐ人なんだから。



- ・両家の家・墓
- ・お互いに慣れ親しんできた名字
- ・これまで仕事上で使ってきた名字



これから結婚する二人に、なかなか難しい問題がふりかかりました。夫の氏にする？妻の氏にする？婚姻届を出して、旧姓使用を申請する？それとも、夫婦別氏（姓）にするため、婚姻届を出さず事実婚にする？

氏（姓）をどうするか。この問題、あなたならどうやって解決しますか？どの方法を取ってもメリット・デメリットがあって、なかなかいい解決策が見つからない□□家と〇〇家です。

それでは、日本の婚姻に関する法律や氏（姓）の選択の実態などはどのようになっているのでしょうか。

日本国憲法（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

民法 婚姻の効力（夫婦の氏）

第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

編集後記

お父さんの実家のお墓に入りたくない…でも泳げないから海に散骨は無理かなあ…
などと心は揺れています。じっくり考えます。(K)

平成27年12月16日最高裁判所大法廷が、夫婦別姓を認めない民法の規定を合憲であると判断しました。その理由の一つとしては、「夫婦同姓は、合理的で日本社会に定着している」からだそうです。

日本の民法では、選択的夫婦別氏（姓）制度を採用していないことが「女子差別撤廃条約」違反として、国連から何度も勧告を受けています。「同姓になりたい」「別姓のままがいい」というそれぞれの意思を尊重できるように今後選択的夫婦別氏（姓）制度についてもっと議論を重ねていくことが重要ではないでしょうか。

